

江戸川区商店街連合会規約

(名称)

第1条 本会は江戸川区商店街連合会と称する。

(組織)

第2条 本会は区内の商店会をもって組織し傘下の構成員（以下「構成員」という）をこれに包含する。

2 本会に加入した商店会（街）の代表者を会長という。

(事務所)

第3条 本会の事務所を江戸川区総合区民ホール（平成十一年三月）に置く。

(事務局)

第4条 本会の運営の万全と事務の円滑をはかるため事務局を置く。事務局に関する事項は別に定める。

(支部)

第5条 本会に次の支部を置く。

中央支部

小岩南支部

小岩北支部

平井支部

東部支部

葛西南支部

葛西北支部

(目的)

第6条 本会は江戸川区商店会の親睦と団結を基礎として商業の振興・商取引の擁護、構成員の経済的・社会的地位の向上をはかるとともに、あわせて商業道德の昂揚と商店街の繁栄を期することをもって目的とする。

(事業)

第7条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

一 本会及び商店会共通の問題の解決を図ること。

二 本会及び商店会に必要な調査、研究指導を行うこと。

三 商店会または構成員に必要な共同事業を行う。

四 商店会または構成員のために必要な関係団体または関係官公署との連絡交渉に当たること。

五 商店会及び構成員相互の連絡及び情報交換のために必要な会報を発行すること。

六 商店会及び構成員に必要な金融事業に関すること。

七 その他本会の目的を達成するのに必要なこと。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長一名

副会長十四名

理事若干名

監事二名

(役員の任務)

第9条 会長は、本会を代表して会務を統括する。副会長は、会長を補佐して会長が事故の場合その代理を行う。理事は、必要により会務にあたる。

(役員の選任)

第10条 役員の選任は次の通りとする。

2 会長は理事のうちより総会において理事の互選により選出する。

3 副会長十四名のうち七名は、理事の内から支部の推薦により、七支部長を以ってこれに充て、七名は会長の推薦により選任し、それぞれ総会の承認を得るものとする。

4 理事の選任は第18条の定めによりこれを選任する。

5 監事は、総会において選考委員により選出する。

6 会長の就任年齢は、満七十五歳を超えないものとする。但し、正副会長会等の要請があるときは、満七十五歳を超えても就任・再任する事ができるものとする。

(任期及び補充)

第11条 役員の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

2 前項の規定に拘わらず支部より推薦の副会長は支部長の任期による。

3 監事二名が欠けた時は、すみやかに選任しなければならない。

(顧問及び相談役)

第12条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は商業ならびに商店街問題に関し学識経験のある者の中から総会の決議を経て会長が委嘱する。

(会議)

第13条 本会の会議は総会、理事会、正副会長会及び委員会とする。

(総会)

第14条 総会は定期総会及び臨時総会とし定期総会は毎年事業年度終了前後と通じて三ヶ月以内に開催し、臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の三分の一以上の要求があった場合に開催する。

2 総会は会長がこれを招集し議長となる。

(代議員の選任の及び議決権の委任)

第15条 総会の代議員は各商店会より一名選出する。但し構成員百以上の商店会にあつては二名を選出できるものとする。

2 代議員が総会に出席できないときは、その権限を他の代議員に委任することができる。

3 前項の委任は文章によりこれを行なわなければならない。

4 代議員は商店会会長の証明する代議員証を持参しなければ決議に加わることができない。

(総会の審議事項)

第16条 総会は次の各号定める事項について審議する。

一 規約の改正

二 前年度事業報告及び決算

三 次年度事業計画及び予算

四 役員の選任

五 その他総会の議事として必要と認められる事項

(理事会)

第17条 理事会は必要に応じて会長がこれを招集する。

2 理事会の審議事項は次の各号に定めるところによる。

一 予算及び総会に提出する議案に関すること。

二 事業計画の立案及び運営に関すること。

三 総会において委任された事項。

四 その他緊急を要する事項。

(理事の選任)

第18条 理事は次の各号に定める基準により各支部において選出し会長に届出なければならない。

一 支部は三商店会毎に一名の理事を選出する。

二 前項の規定に拘わらず七十五名以上の商店会のある支部は、その商店会より理事一名を又百五十名以上の商店会のある支部は、その商店会より理事二名を、増員選出することができる。

(正副会長会)

第19条 正副会長会は、会長、副会長をもって構成し、必要に応じて会長がこれを召集する。

(各種委員会)

第20条 第7条に定めた事業の目的を達成するために、必要に応じて各種委員会を置くことができる。

2 各委員会に委員長一名、もしくは副委員長二名を置く。

3 各委員長は副会長をもってこれに充て各副委員長は理事により正副会長会において選任し会長がこれを委嘱する。

4 各委員会委員は、必要に応じ構成員より選任できる。

(定足数及び議決)

第21条 総会及び理事会は、代議員及び理事の三分の一以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

(会計及び事業年度)

第22条 本会の事業年度及び会計年度は毎年四月一日より始まり翌年三月三十一日に終わる。

(経費)

第23条 本会の経費は、会費・特別会費・寄付金・事業収入・その他の収入を以って充て、会費は構成員一名当たり年額四千八百円（月額四百円）及び一商店会月額千円とする。

2 江戸川区商店街振興組合連合会の会員（以下「区振連会員」という）と同一事業を行うため、区振連会員以外の会員は、区振連会員の事業経費のための賦課金と同額を、会費として納入する
(加入脱退)

第24条 本会への加入脱退は理事会に諮って決定する。

(委任)

第25条 この規約の施行について必要な事項は別に定める。

第26条 (付則) この規約は昭和三〇年八月二十三日より適用する。

(付則) この規約は昭和四〇年六月二十一日より適用する。

(付則) この規約は昭和四〇年七月十九日より適用する。

(付則) この規約は昭和四十一年九月七日より適用する。

(付則) この規約は昭和四十二年四月一日より適用する。

(付則) この規約は昭和六〇年五月二十一日より適用する。

(付則) この規約は昭和六十三年五月十三日より適用する。

(付則) この規約は平成七年五月二十九日より適用する。

(付則) この規約は平成十一年三月十五日より適用する。

(付則) 第23条についての規約は、平成十八年四月一日より適用する。

(付則) 第8条・第10条第3項並びに第10条第6項についての規約は、平成十九年四月一日より適用する。

(付則) 第23条第2項についての規約は、平成二十四年四月一日より適用する。

(付則) 第10条第6項についての規約は、平成二十六年四月一日より適用する。

(付則) 第10条第6項についての規約は、平成二十八年十一月九日より適用する。

(付則) 第23条についての規約は、令和元年五月二十七日より適用する。

(付則) 第5条・第8条並びに第10条第3項についての規約は、令和三年六月一日より適用する。

(付則) 第10条第6項についての規約は、令和五年五月三十一日より適用する。

(付則) 第23条第1項についての規約は、令和六年五月二十九日より適用する。